

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第34回）

日時 令和7年10月30日（木）8：00～9：36

場所 オンライン開催

1. 開会

○事務局

ただ今より、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ第34回を開催いたします。

議事に先立ちまして事務的に留意点を申し上げます。本委員会はオンラインでの開催としております。ご参加いただいている皆さまにつきましては、本委員会中は回線の負荷を軽減するため、カメラオフの状態でご審議いただき、ご発言時以外はマイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。ご発言をご希望の際はマイクのミュートを解除いただき、お声がけいただくか挙手機能をご活用いただき、発言希望の旨をお知らせいただき、座長からの指名をお待ちいただきますようお願いいたします。

本日の委員会の一般傍聴につきましては、より広く傍聴いただくために、インターネット中継での視聴方式を取らせていただいております。

それではこれからの進行につきましては、高村座長をお願いすることといたします。座長、よろしくお願いいたします。

○高村座長

皆さん、おはようございます。大変朝早くからお集まりいただき、ありがとうございます。それでは早速、お手元の議事次第に従って議事を進めてまいりたいと思います。まず初めに、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○事務局

本日の資料についてですが、配付資料一覧にございますとおり、議事次第、委員等名簿、【資料1】ライフサイクルGHG既定値の見直しについて、【資料2】輸入木質バイオマスの持続可能性について、【資料3】調達価格等算定委員会への報告（案）について、でございます。

○高村座長

今ご紹介のありました配付資料などについて、漏れ等々ございませんでしょうか。もし何かございましたら、ご連絡をしています事務局宛てにご連絡を頂ければと思います。

それでは議事に入ってまいります。議題の1ですけれども、ライフサイクルGHGの既定値の見直しについて、事務局からご説明をお願いできればと思います。

2. 議題

(1) ライフサイクルGHG既定値の見直しについて

○妙中課長補佐

それでは資料1につきまして、今投影している資料に基づきましてご説明をさせていただきます。資源エネルギー庁の妙中でございます。

2ページ目へ進んでいただきまして、もう一ページ前をお願いします。今回このライフサイクルGHGの既定値の見直しにつきまして、輸入木質の加工工程に係るライフサイクルGHGの既定値の動向というところを議題としてございます。

2ページ目にお示ししておりますとおり、輸入木質ペレットにつきましては、東南アジア、ベトナム、マレーシア、インドネシア、また北米のカナダ、米国が割合としては非常に高くなってございます。また年間の輸入実績を見ても年々増加しているというところになってございます。本日は、この加工工程に係る既定値の見直しについてご議論いただければと思います。

3ページ目になります。具体的には現状の加工工程の既定値に関しては、生産国によらず一律のLCA電力排出係数に基づき算定をしております。一方で先ほど申し上げたような国々の多様化を考慮しますと、生産国ごとにLCA電力排出係数を算定したほうが利用実態というものを適切に反映できると考えてございます。つきましては、この既定値についてはこの下の図、表で示しておりますとおり、各生産国の既定係数に基づき算定することとしてはどうかというところをご審議の内容になってございます。

詳細はこの出典のところ、JRCが整理した係数をIEAの統計に基づいてそれぞれ電源構成、これは直近2019年～2023年の5年を加重平均した値というところを出してございます。

それぞれの国ごとによってLCAは異なっておりますので、特に米国であったりカナダというところで申し上げますと、既定値よりは低下する傾向、また東南アジアに関しては増加するという大きな傾向はございます。

4ページ目が、同じくではございますけれども、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスについても同様の整理とさせていただきたいと思っております。これも出典の一貫性や見直し作業の効率性等の観点から、輸入木質バイオマスと同じ方法で算出した既定値を採用するというところとしてはどうかと考えてございます。なお、米のほうで書かせていただいておりますけれども、EFBなどの新規燃料においては現時点では調達、使用実績はないところでございますので、生産国等については今後の実績を踏まえながら見直していくといったところで考えてございます。

資料としては、資料 1 については以上となっております。

○高村座長

ありがとうございます。ただ今議題の 1 について、資料の 1 を使ってご説明いただきました。それではこちらの議題について、質疑応答、議論、審議を進めてまいりたいと思います。委員の皆さま、ご意見、ご質問、ご発言のご希望がある場合には、チャットで、あるいは Teams の手挙げ機能でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは河野委員、お願いいたします。河野委員、ミュートになっております。

○河野委員

大変失礼しました。朝早くでちょっと。日本消費者協会の河野でございます。ご説明をありがとうございました。輸入木質ペレットの加工工程のライフサイクル G H G を算出する際の既定値を生産国の電源構成による電力排出係数に変更することで、これまで一律に標準値を適用した結果に比べてより実態に即したものにするというご提案に賛成いたします。

また、J R C の数字を採用する理由や、それから一部農産物関連の燃料への適用など、整理いただいた内容は納得感がございます。今後に向けて生産国の電力排出係数が変化した場合どう対応するのかなど、柔軟な方法で進めていただければと思いました。

輸入木質バイオマスに対する社会の目が厳しくなっています。事務局資料のとおり、木質ペレット輸入量は増加傾向にあり、また供給源も多様化しているということであれば、事業者側において自社のサプライチェーンにおけるライフサイクル G H G 低減のために生産国側へ働きかけを行うとか、輸送工程などを見直すなど、事業経営の視点からも感度高く取り組んでくれることを期待したいと思います。

また、バイオマス発電にはカーボンニュートラルというメリットがあるということが誤認と言われないように、自社の数値を G H G 低減努力の内容とともにしっかりと公表していただきたいということをお願いしたいと思います。私からは以上です。

○高村座長

ありがとうございます。ほかに委員からご発言のご希望がございましたら、ぜひお願いできればと思います。チャットないしは手挙げ機能で教えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは道田委員、お願いいたします。

○道田委員

高村座長、ありがとうございます。今河野委員がお話してくださいましたけれども、私の

ほうでもこのご提案いただきました内容に賛同しております。各国の数値を使うことでより実態をきちんと反映できたものになっているということで、良い改善になったのではないかなと思っております。

今後、各国がGHGを減らすための努力もされていることだと思いますので、将来の時点ではそのような各国の努力も反映できるようにするのが良いのではないかなと考えております。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。それでは続きまして、相川委員お願いいたします。

○相川委員

相川です。おはようございます。私としましては、事務局にご提示いただいた案で基本的に賛成するところです。将来に関しては、当然脱炭素化の流れにおいて各国原単位が下がってくるというところを期待するところですが、さらには先日、バイオマス発電事業者協会さんのプレゼンにあったかと思いますが、ペレット工場において太陽光発電を積極的に導入するであるとか、そういったいわゆる再エネ電力の調達という形で、既定値に頼らずに個別計算をしていくということも大事かと思うので、併せて進めていくということによろしいかなと思っております。私からは以上です。

○高村座長

ありがとうございます。ほかに委員からご発言のご希望はございますでしょうか。橋本委員、よろしくお願いします。

○橋本委員

ありがとうございます。基本的には同じ意見になりますけれども、ご提案には賛同したいと思います。一方で脱炭素化電源は進んでいくと思いますので、見直しのタイミングをどうしていくかというところだけ確認できればなと思います。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。ありがとうございます。吉岡委員、ご発言をお願いできればと思います。

○吉岡委員

ありがとうございます。私も基本的にこの方向性は賛同いたします。私は今年度から参加させていただいていますが、今年度公表されているデータについては、昨年度の見直し、原単位の見直しに基づいて数値が昨年度公表をされたものに対して変わっている

という説明がありましたけれども、こうやって見直しをしながらより正確なというか、そういう数値として把握していくという、このワーキンググループというか委員会の方向性というのは正しい方向性だと認識しておりますので、こういう見直しをしながら進めていくということによろしいかと思います。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。今一連、先生方、委員の皆さまにご発言いただきましたが、追加でご発言ご希望の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。事務局からこの後、何かご回答かコメントを頂ければと思いますけれども、基本的に委員の皆さまは事務局のご提案に賛成ということであったかと思います。

ほぼ共通しておっしゃっていたのは、電源構成の変化に応じて既定値の見直しをどういうタイミングですか、その確認についてご質問といいたししょうか確認する必要があるということをご指摘いただいていたかと思います。それでは、もし事務局から何かお答えがありましたらお願いいたします。

○妙中課長補佐

ご賛同いただきましてありがとうございます。大きく引き続き、この統計の情報、あと今回5年平均とさせていただいておりますけれども、もちろん各国の努力というところはあると思ってございます。生産国のこの電源構成の変化というところは、今回のご提案の内容も含めて今後もしっかりフォローさせていただきたいと思ってございます。また大きな変化があったというところは、しっかりご報告かなと考えてございます。

また個別の脱炭素の工夫については個別計算でしっかり反映していくというところで、しっかり既定値が実態に沿っていくというところにはさせていただきたいと考えてございます。私からは以上となります。

○高村座長

ありがとうございます。委員の先生方から何か追加でご発言のご希望はありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは今事務局妙中さんからお答えいただきましたけれども、この事務局の既定値の見直し案についてご賛同いただいたということで、今後この既定値の、特に電源構成の推移について見ながら、乖離が生じる場合には適宜見直していくという方向でご説明いただいたかと思います。特にご発言のご希望がなければ本日ご賛同いただいたということで、こちらの案について、事務局にパブリックコメントの手続きを進めていただきたいと思いますと思います。

それでは議題の2に移ってまいります。議題の2は、輸入木質バイオマスの持続可能性についてです。こちら、事務局からご説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

(2) 輸入木質バイオマスの持続可能性について

○妙中課長補佐

それでは資料2につきましてご説明をさせていただきます。2ページ目になります。本日はご議論いただきたい事項といたしましては、前回の第33回のワーキングにおきまして、輸入木質バイオマスの持続可能性等の整理に向けて今後のイメージというところをお示ししてございます。その際に、この下の枠で囲っておりますようなご意見を頂いてございます。こういった内容も踏まえて、これからのEU-RED3の実施状況、また生産国認証スキームの対応状況についてこの後ご説明させていただきます、当面の対応についてご議論いただければと考えてございます。

一応前回のご意見をシンプルにまとめてございまして、日本とEUとではサステナビリティの課題、また調達先、量というところも違います。日本において合った仕組みを構築していくということが重要なのではないかと、またライフサイクルGHGのフォローアップだけではなくて、持続可能性確保の取り組みに向いても業界団体からヒアリングを行うということはどうかといったご意見、また生産国側の制度の理解をするということも重要ですので、不整合や二重規制にならないようにすべきではないかといったご意見。

また持続可能性ガイドラインにおいては、グリーン購入法の下で策定されて林野庁さんのほうで策定されたということもございまして。今後の検討に向けてバイオマスの扱いを明確化しておく必要があるといった点、また合法性・持続可能性ガイドラインの下で利用されている既存の認証スキームが、こういった内容をそれぞれ項目で確認しているのかという情報整理が必要だというご意見も頂いてございます。頂いたご意見に沿いまして、資料もまとめてございます。3ページ目をお願いいたします。

こちらが前回ワーキングの際にお示しさせていただいたものでございまして、赤枠が本日はご議論いただきたいところでございます。幾つか項目に分かれておりますけれども、諸外国の状況、EU-RED3の実施状況といった点、輸入木質バイオマスに求める項目評価基準について、また将来のFIT/FIP制度への反映というところも見据えた取り組みというところについてでございます。

それではそれぞれご説明をさせていただきます。まず1つ目は、EU-RED3、EUDR等に関係して、各国の対応状況についてご説明をさせていただきます。5ページ目になります。

一部これまでの議論の中でお示したものと重複するところもございますけれども、2023年の10月にEU-RED3というものが発効されてございまして、森林バイオマスに求める持続可能性基準というものが強化されてございます。この下の表にこれまでの経緯を書いてございますけれども、発効した後どうなのかというところでございます。下の

米で書かせていただいておりますけれども、多くの加盟国ではまだ国内法の整備というのが、7月時点でございますけれども完了せず、欧州委員会では整備の完了を求める通知を実施するという状況になってございます。

それぞれ加盟国の対応状況というところで申し上げますと、進捗もいろいろ粒度はございます。ドイツでは持続可能性条例の草案を公表するというところまで至っておりますけれども、イタリアでは法制化が至っていないといったところ、それぞれ国においてもばらつきがあるというところになってございます。

続いて6ページ目、EUDRに関してEU加盟国の対応になります。2023年の6月から、このDRというものがEUTRに代わる法律として発効されてございます。ここも同じく下の左に対応状況を線表で示しておりますけれども、2025年の12月から大企業には適用開始、また6カ月の猶予期間というところ、また中小企業においては2026年の12月から適用開始というところで進捗していることは確認してございます。

続きまして7ページ目になります。こちらが生産国側の対応状況になってございます。EUDRの適用開始に向けた課題について、EUと生産国で対話が進められてございます。こちら、それぞれ国の動向というのを代表的なものをピックアップしてございます。ベトナム、インドネシア、米国、カナダ、東南アジアと北米というところで、それぞれの国ごとによってさまざまでございます。

端的に申し上げますと、ベトナム、カナダというところに関しては、それぞれEUとの対話の質問リストを共有するというようなカナダの取り組みもございまして、右で示しているようなマレーシアの例ですね、こちらEUDRに関するトレーニングを開催するといった動向もございます。

一方でインドネシア、米国といったところに関しては、WTOの理事会においてもちょっとリスクがあるのではないかとといった点、また要請をしているといった点もございまして、国によって生産国側の対応状況というのも濃淡があるといった状況になってございます。

続きまして8ページ目になります。こちら側の第三者認証スキームの対応状況についてでございます。こちらこれまでのワーキングの中でもお示ししている部分と一部重複するところがございまして、EU-RED2で求めるスキームに関しては森林バイオマスについてはこの下の左の表の丸が付いているところですが、5つのものを承認してございます。

EU-RED3においても承認プロセスが進められてございまして、各認証スキームでは、デューデリジェンスを行うために必要な森林バイオマスのサプライチェーンというものをしっかり伝達するような仕組みというものをそれぞれ提供開始というところが進められてございまして、スキーム自体はしっかり準備が進みつつあるのかなといったところになってございます。

以上が1ポツについてございまして、続きましてEU-RED3の持続可能性基準の

検討経緯についてご説明させていただきます。10 ページ目になります。E U－R E D 3 では原生林に対する基準強化というものがございましたけれども、欧州委員会では炭素の回収期間であったり、バイオマスの供給の影響評価というものをそれぞれで行ってございます。

まず 11 ページ目で、バイオマスの炭素の回収期間について、E U 委員会の共同研究センター、J R C のレポートをそれぞれ端的にお示ししてございます。供給源に応じた炭素の回収期間と、生物多様性に対する影響を評価したものになってございます。この下のマトリクスを見ていただきますと、生物多様性に対して高リスクなもの、また炭素回収期間が長期的になるものというのが右下に来るようになってございまして、それぞれ伐採残渣であったり植林また転換というものが示されてございます。

このレポートを見ていただくと、この右下のところだと思いますけれども、大きな木質残渣や切り株、原生林、老齢林、自然再生林等については、炭素の回収期間と生物多様性の観点の両面から悪影響が及ぶものとして評価されてございます。

続きまして 12 ページ目になります。こちら前回のワーキングでも同様の資料をお示しさせていただいてございますけれども、バイオマスの供給に与える影響になってございます。E U においては多くの木質バイオマスというものが域内で生産されていますので、輸入に関しては非常に限定的になってございます。こちら、下の表にも図で示しておりますけれども、E U－R E D 3 の検討時においてもバイオマスの影響というところは限定的だと評価してございまして、E U 域外からの輸入に関しては、R E D 3 のところをもってしても 2030 年まで 7 %削減というような評価になってございます。

続きまして 13 ページ目になります。こちらが以上を踏まえて輸入木質バイオマスの持続可能性に向けた検討についての論点というところ、事務局としての案をまとめてございます。先ほどご説明したとおり、炭素の回収期間、またバイオマスの供給に与える影響というのをE Uでは行ってございます。生産国での対話というのも調整も含めて順次進められてございますけれども、まだちょっと整備の途中であったりするということがあって、引き続き状況をフォローする必要があると考えてございます。

また、2 ポツ目でございますけれども、欧州委員会が参考とした炭素回収期間においては、森林吸収源対策とG H Gの削減を両立するという上での課題になってございますけれども、炭素ストックの捕捉方法といった点等、国際的にも議論の途上でございます。気候変動対策等の観点からも、日本としても科学的な知見が必要だと、充実が望まれるのではないかと考えてございます。

また 3 ポツ目でございますけれども、日本という国は急峻で山と海に囲まれたという、非常に地理的な制約がございます。森林経営も小規模、分散化してございます。こういった制約も踏まえつつ、輸入木質バイオマスの割合がE Uよりは大きいというところも踏まえて、バイオマスの供給に与える影響も十分必要ではないかと考えてございます。こういった内容も踏まえながら、輸入木質バイオマスの持続可能性の基準の整理に向けてE Uの

動向をフォローして、日本における木材の利用という実態も踏まえて、引き続き検討を進めるということとしてはどうかと考えてございます。

14 ページ目は参考になってございますけれども、バイオマスの利用と炭素ストックの関係というものを示してございます。このバイオマスの利用というものは、炭素循環の中でカーボンニュートラルを実現していくものとして考えてございますけれども、先ほどお示ししたような炭素の回収期間といった議論があります。

下の図で示しているイメージ図でございまして、森林の範囲またはその回復の期間、樹種とかそういったものに依じて炭素ストックというものをどういうふうに捉えるかというものはさまざま議論がございまして、まだ考え方がこれといったものが、政府として定まったものがあるというわけではないという状況になってございます。

とはいえ、今後の持続可能性の検討はしっかり進めていく必要がございまして、F I T制度への反映方法について検討を進めていくというところで、3 ポツ、持続可能性基準のF I T／F I P制度への反映方法についての検討というふうに次のテーマに入ってまいります。

16 ページ目、まさにこれがわれわれ事務局の案でございまして、これもご案内ではございますけれども、現行の枠組みにおきましては、F I T／F I P制度において対象となる木質バイオマスが満たす具体的な手続きにおいては、林野庁さんで策定いただいております木質バイオマス証明ガイドライン、また合法性・持続可能性ガイドラインに規定される仕組みとなっております。合法性・持続可能性ガイドラインはグリーン購入法の下で策定されたガイドラインでございまして、バイオマス以外の木材製品というものも広く対象にしております。

今後、まさにこのワーキングでも議論してございますけれども、バイオマス全体でも議論、改正というものをしっかり柔軟に対応できるように、グリーン購入法の政策体系から切り離した上で、この下の見直し案で示しておりますとおり、木質バイオマス証明ガイドラインに一元化、統合していくということはどうかと考えてございます。

その上で想定される確認事項について、4 ポツ以降で示してございます。18 ページ目が確認方法の明確化における論点、考え方でございます。

1 ポツ目、2 ポツ目でございますけれども、こちらは前回のワーキングにおきまして橋本先生からもご意見を頂いてございます。現状の合法性・持続可能性ガイドラインの下で利用される証明方法につきまして、確認項目というものを22 ページ目以降に整理させていただきました。ここもかなり詳細にわたりますので、ちょっと個別のご説明までは割愛させていただきますけれども、それぞれの規定というものを比較対象、分かりやすいようにまとめてございます。大きく内容を本当にコンパクトにまとめますと、環境、社会・労働、ガバナンスといった大きな項目自体は共通するものでございますけれども、グリーン購入法の下では具体的な確認項目というものは個々の認証スキームや事業者側に委ねられてございまして、個々の違いがあるという状況になってございます。

これに関して、19 ページ目におきまして持続可能な森林経営に関する国際議論というものを示してございます。森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言というものが2021年に出る等、こういった概念的なところの動きはございますけれども、現時点でこの持続可能性について国際的に合意された定義はないという状況になってございます。ただこの取り組みの重要性、方向性というものは国際的に認識が徐々に共有されつつあるという状況になってございます。

18 ページ目にもう一度戻りますけれども、3 ポツ目でございます。現状のさまざまな証明方法がある中で、ちょっと一律に義務的な基準をばしっと定めるということは難しいと考えてございますけれども、今後のまさに持続可能性の議論を考えていく上では、一定水準に粒度を整えることを促していくという観点が重要だと考えてございます。参考基準として想定される確認項目を、具体的には記載してはどうかと考えてございます。

具体的には21 ページにお示ししてございますけれども、過去のバイオWGで整理していただきました農産物の基準を一部読み替えて、林野庁がSBP、GGL向けに整理した基準になります。これを先ほど一元化すると申し上げた木質バイオマス証明ガイドラインの中に合わせて記載していきつつ、こういう環境、社会・労働、ガバナンスというような、こういった粒度も含めて整えていくような大きな方向性を作っていけないかと考えてございます。

以上、ざっとご説明をさせていただきましたけれども、EUの動向検討経緯を踏まえてFITではどのような観点で検討を進めていくかという点とともに、今後の対応方針として、大きくは林野庁ガイドラインをグリーン購入法の政策体系から切り離して参考基準を記載していくというテーマになってございます。

今回ご審議いただきまして方向性が承認されましたら、林野庁におきましてこのバイオマス証明ガイドラインの見直しを進めるというところに具体的に移っていければと考えてございます。以上、ちょっと長時間になりましたけれども、私からのご説明は以上となります。

○高村座長

ありがとうございます。ただ今議題の2について、資料の2を使って事務局からご説明いただきました。それでは委員の皆さまから、質疑あるいはご意見などありましたらいただければと思います。もう皆さま、慣れていらっしゃると思いますけれども、Teamsの挙手機能あるいはチャットでご発言のご希望をお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。ありがとうございます。それでは道田委員、お願いいたします。

○道田委員

高村座長、ありがとうございます。ご説明いただきましてありがとうございます。森林のこれからの利用をどのようにしていくか、またそれをどのように計測していくかとい

う科学的な知見がまだまだ現在積み重ねている途上である中で、いろいろな政策を考えていくというのは非常に難しいことであると思いますけれども、各国のいろいろなベストプラクティス、今の場合ですとEUの政策ですし、さまざまな認証制度での取り組みなどもたくさん調べていただきまして感謝申し上げます。

事務局で出していただきました木質バイオマス証明ガイドラインに統合していくと、さらに寄せていくということに関して賛同いたします。あとまた各国のさまざまな認証制度の内容も調べていただいたことも踏まえて、もう少し粒度を上げていくということに関してもとても賛同いたしております。

今回ご説明いただきました内容では、基本的にカーボンに寄せた考え方になっているわけですが、ご指摘もありましたけれども、一方で原生林の話についてはカーボンという切り口だけではなくて、不可逆的ないろいろな生物多様性の課題などもありますので、そのあたりも議論の端に入れながら今後議論を進めていければ良いのではないかなと思っております。

あと、事業者さんたちには今までいろいろなご努力をしてくださっていると思いますけれども、今後このワーキングの中で、少しずつかもしれませんが、基準をきちんと整えていくという方向にあるということをご理解いただいて、対応は今までどおりさらに進捗できるように進めていただければありがたいなと思っております。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。それでは続きまして橋本委員、その後、河野委員でお願いできればと思います。それでは橋本委員、よろしくお願いします。

○橋本委員

ありがとうございます。今回、合法性・持続可能性ガイドラインを木質バイオマスの証明ガイドラインの内容に整理、統合して、ワーキンググループとして、あるいはこちらのFITの運営側として柔軟に対応できるようにするということについて、提案いただきましてありがとうございます。また、25回のワーキングで林野庁から整理いただいたSBP、GGL向けの基準というものを、あるいはそれに類するようなことを林野庁の統合するガイドラインに示していただけるということ、これも大変良い方向だと思いますのでありがとうございます。また、この項目に照らして既存の認証制度がどういうふうな対応になるのかという点も、整理いただいてありがとうございます。非常に重要な表になっていると思います。以上3点、ありがとうございました。

一方で第25回ワーキングのところで示された評価基準、これは農産物の基準を読み替えていただいたものになっていますけれども、ワーキングとしてこの読み替えでいいのかということについては議論する時間ありませんでしたし、議論していないという状況にあるかなと思います。元々が農産物用の項目として議論されたということで、その当

時の状況ともまた変わってきている、あるいは森林についての特有のものもあるという状況かなと思います。特にこの間、GHGの削減について算定をしていただくということも含めて議論をしてまいりましたけれども、そういった観点からこの基準でいいのかどうかというところも改めて農産物も含めて見直していくということも必要なのではないかなと思っています。

特に炭素ストックが大きい森林ですね、整理いただいた比較表の中では高炭素蓄積地域というような用語で示されていますけれども、そういった、原生林もありますけれども、老齢林とかあるいは熱帯林とか炭素をたくさん蓄積している森林の保護についての重要性について、やはり方向性として示していく必要があるのではないかなと思っています。

こうした議論をできるなら統合のタイミングに合わせてできるといいと思っているのですが、それが難しいとしても速やかに議論をして、この基準は暫定的なものとして、ワーキングとしての議論をしていく必要があるのではないかなと思います。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。それでは河野委員、お願いいたします。

○河野委員

河野でございます。丁寧なご説明をありがとうございました。私自身も非常に重要な議題だと思っておりますけれども、輸入木質バイオマスの持続可能性について、方向性としては事務局の整理いただいたとおり、海外動向なども踏まえつつ一つずつ課題に向き合っ

て健全な調達体制を整備していくことだと思います。EU-REDやEUDRで示されている規制の内容にはもともとであると賛同するところですが、他方、実効性の担保や効果発現などを考えると、まずはわが国の考え方をしっかりと示して企業努力を促すという策が現状の最善策かとも思います。

また、第三者認証取得についても万全のお墨付きというわけではなく、判断の目安の一つとして考えることが妥当ではないかとも思いました。

18 ページの整理に従って、今後は林野庁さまにおいて持続可能な森林資源の判断基準となる確認項目を整理いただくことになるとと思いますが、国産材の最大限の有効活用というのも視野に入れた検討をお願いしたいと思いますし、また生産国の法律などを十分に研究していただいて、生産国側にも責任の一端を担ってもらえるような制度設計になるといいのではないかなと考えました。森林由来のバイオマスの活用は、国内ではカスケード利用を前提として何十年もかけて成長した国産材を無駄なく使い切るという点が重要視されてきましたし、妥当な理由だと思います。

他方、事業効率を考えれば、大量の森林資源を有する海外生産国からペレットやチップなどの形で輸入するという方法が、経営視点からの選択肢として優先されることも理解できます。木質バイオマスは再生可能エネルギーであると区分されていますが、再生のサイ

クルは気が遠くなるほど長期間であるのに対し、消費はあっという間です。バイオマス発電が本当に再生可能であること、イコール持続可能であることの証明においては、買取制度の対象になっているからこそ関連する事業者の皆さんは積極的に対処していただきたいと、対処すべきであると強く思っているところです。私からは以上です。

○高村座長

ありがとうございます。それでは続きまして、吉岡委員お願いできればと思います。

○吉岡委員

ありがとうございます。この議題で提案いただいている今後の方向性については賛同いたします。来年度以降、この点について議論していくのが適切かなと考えております。

一つその際に、私は森林科学の専門なので、原生林とか老齢林からの伐採というそのような文言が出てくる際、例えば日本にはいわゆる原生林と呼ばれるものはもうほとんど残っていないくて、いわゆるたぶんここに出てくる老齢林というような形で区分されて、例えば 100 年とか 200 年ぐらいは人間の手が入っていない原生状態にあるという、そのような表現として学習するのですけれども。

そういう意味で、恐らくここでそれぞれの国の諸外国の状態として、原生林、老齢林という用語が出てくる時に、それぞれの国でそういう原生林とか老齢林というものの扱いがいろいろ国によって定義があって、それを私たちがどう判断したらいいかというところが整理できないと、ちょっと判断に困るシチュエーションが出てくるのではないかなと思うのですよね。

なので、できればそれぞれの事例として出てくる時に、できるだけ原生林とか老齢林というのがどういう状態の森林なのかというのが、国ごとの定義みたいなそういう情報が頂けると、より議論が進むようになるのではないかなと思いましたので、ちょっと来年度以降、検討の材料にさせていただけると助かるのかなと感じております。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。それでは続きまして、相川委員お願いいたします。

○相川委員

相川です。私としまして、まず今回林野庁さんのこの証明ガイドラインにしっかり持続可能性に関しても記述を行うということで一本化を図ると、そしてグリーン購入法に基づいたガイドラインということではなくて、FIT制度にひもづいたガイドラインにしていくということで、大きな方向性として私も賛成いたします。いろいろなことがこれですっきりしてくるのではないかなと思っているところです。

他方、われわれとしてもこれは非常に時間をかけて熱心に議論をしてきたところである

と思っておりますけれども、今後林野庁さんでガイドラインを作るというプロセスになるというご説明でありましたけれども、橋本委員が問題提起されたように、今の21枚目のスライドですか、SBP、GGLに要請、反映した持続可能性基準というものは、私も昔の資料を改めて確認しましたけれども、林野庁さんがこのSBP、GGLの比較を行うため、評価を行うために、便宜上この赤字の部分を作っていたということ、われわれとしてはこれがある種の事業者に対して参照すべき基準として使われるという事態を想定していたということではなかったかと思えます。

もちろんこれで必ずしも何か間違っているということではないとは思いますが、先ほどちょっと出てきた老齢林だとかいう言葉が入っていないとか。私自身は、この赤いところの読み替えですけれども、地域の開発に関してはこれで歯止めがかかるということだと思いますが、例えばそもそもこれはちょっとあまりあり得ない想定だとは思いますが、原生林そのものを伐採している、つまりもしかしたら抜き切りのような状態で、開発までは至らない状況というのも想定されるわけですし、そういったものを排除するような文言にはなっていないのかなと思っております。

そういう意味では、今後のタイムスケジュール、もしくは林野庁さんでお作りのガイドラインが、今後もEU等々の動きもワーキングでは見ているところですので、また改定というのが比較的早いタイミングでできるというのであれば、こういった形でこれをびたっと貼り付けていただくということで当面やり過ごすというのものもあるかもしれませんけれども、そこはしっかりワーキングとしても納得した上で林野庁にお渡しするというのが必要ではないかなと思えます。そういう意味では、少し申し送り事項みたいな形で整理するというのも一案かもしれないと思いました。

あともう一つは、吉岡委員のお話とも少し関係するかもしれませんが、林野庁さんのほうで証明ガイドラインに関しては、例えばGHGの規制が入った時にいろいろ説明の資料などもお作りになって、それから説明会なども開催されていたようですので、今回の改定に当たりましてなぜこのような改定というものがなされたのか、どういうことをまさに避けようとしているのかということについては、やはりもう少し丁寧な説明資料などもお作りいただいて、認定団体向けということにとどまらず、事業者の皆さんにも発信をしていただくということも大事ではないかなと思えます。

最後に、もしそれが可能であれば、結局輸入のことを想定してやっているわけですので、やはり国際的な、しっかり英語で基準なども訳を作っていて、また英語になった時に意味がぶれてくるということではいけないかなと思えますので、しっかりコミュニケーションが取れるようにしていただければと思います。私からは以上です。

○高村座長

ありがとうございます。全ての委員からご発言をいただいたかと思えますけれども、もし追加でご発言のご希望がございましたらお願いできればと思いますが。吉岡先生、これ

は先ほどの手でしょうか。もう一度ご発言をご希望でしょうか。

○吉岡委員

失礼しました。

○高村座長

いえ、とんでもない。申し訳ありません。こちらこそです。ありがとうございます。

今皆さまにご議論いただいたのですが、いわゆる木質証明ガイドラインに一本化をするという点については大きなご異論はなかったかと思うのですけれども、恐らくご発言の多くが、こちらの今の時点でいわゆる認証の適格性を判断するのに使った時の項目ですけれども、これがバイオマスWG、それは調達価格等算定委員会で確認をしていると思いますけれども、これと合致をしているか、あるいは新たに輸入木質の観点からこの基準の書きぶりで良いのでしょうかという点をご指摘いただいたかと思います。

その点はこの後事務局からお答えといひましようか、頂きたいと思うのですけれども、私から1点は、今回参考で、これは前回橋本委員だったかと思ひますけれども、ご意見を踏まえて、事務局で主な証明方法の詳細ということで比較を出していただひいて、私の理解ではこの参考基準というのがたぶんバイオマスWGでご検討してきた文言だと思ひます。

先ほどありましたが、確かに今の証明方法の中の規定で書きぶりが少し違ひてゐるところもあつて、そういう意味では今回この機に明確化するということは、輸入木質バイオマスの持続可能性の確認の水準を一定水準以上に少なくとも確保するという点から重要なと思ひます。

その時に、質問といひましようか意見かもしれませんが、証明方法が今3つあつて、今日事務局からもご説明がありましたけれども、いわゆるここで一般的には認証を使った確認というのを主として念頭において認証の適格性判断をしてきたのですけれども、それ以外の証明方法も書かれてゐて。場合によってはそれが先ほどの基準の書きぶりとも関わつてきますけれども、その確認の証明をしている持続可能性の水準が少なくとも一定水準を満たしているかどうかという点は若干気になるところです。

先ほどの参考のところ、やはり確認の基準そのものも少し違ひてゐるところがあるのではないかと思はれるものもありまして、できれば認証、つまり第三者の目がしっかり入つた方向にしていくということは重要な点ではないかなと思ふところ、す。

一気に転換はできないかもしれないのですけれども、少なくとも証明方法が違ふものを当面、實際上使わざるを得ないということであれば、やはりなおさら持続可能性の基準として示しているものを明確化して提示をして、それに従つてこれらの証明をしていただくということを確認することは重要なと思つております。

もう一つ最後に言うと、林野庁さんのガイドラインに、FIT／FIPで対象となる輸

入木質バイオマスの持続可能性のこうした基準の議論をしたものが、うまくタイムリーに反映されていくということが重要だと思っていまして、ここはぜひエネ庁さんと林野庁さんと、そういう観点で連携をしっかりと取っていただきたいと思います。

それでは、委員から追加でご発言のご希望はございますでしょうか。もし今の時点でなければ、一度事務局からお答えないしご意見を頂こうと思えます。よろしくお願いします。

○妙中課長補佐

皆さま、ご意見頂きましてありがとうございます。また大きな方向性についてはご賛同いただきまして、ちょっと引き続きの検討事項というところはそれぞれあるかとは思ってございます。頂いた意見、それぞれ頂いた順にお答えさせていただきます。

道田先生から頂きました、原生林とか生物多様性の観点もありつつ今後やってくださいというところでございます。原生林については当然、国ごとの森林管理の考え方が異なる点はあるかなと思ってございます。吉岡先生からも同様のご意見も頂いてございますけれども、今後の検討の際のところについてももしっかり調べさせていただきたいと思うし、来年度以降のところの検討課題かなとも考えてございます。

また橋本先生から頂いている点、また相川委員からも頂いている点も近いところがあるかなと思います。参考基準については、農産物の基準についてを、木質のところ、林野庁のほうで読み替えているというものになります。おっしゃっていただいているとおり、国際動向を踏まえて今後求められていく基準もどんどん変わっていく、進歩していくところだと思っておりますので、これでセットということではなくて、今後も継続して検討を続けていきたいなと思ってございます。あくまで今回お示しした参考基準については、現行の枠組みの整理の一環としては進めてはどうかというところでございます。

あと、河野委員から頂いているところ、この国産材のしっかり利用というところももちろんで、供給拡大も重要だと考えてございます。こうした観点も、林野庁さまでもガイドラインの検討の際にはお願いしていきたいと考えてございます。

また最後の、吉岡委員のほうは先ほどちょっとお伝えしたとおりでございますので、座長から頂いた点でございます。現行のこの枠組みの整理をご説明させていただきましたけれども、合法性・持続可能性のガイドラインの下では具体的にどういうふうを確認していかというところは示しておりません。従って個別の独自の取り組みなどで粒度が揃っていないというところはご指摘のとおりだと思っております。

今回参考基準をどうかというところでお示しさせていただきましたけれども、頂いたご意見、あとはタイムリーな反映というところも含めて、林野庁さんとの連携というのはしっかり図っていききたいと考えてございます。

以上でございます。

○高村座長

ありがとうございます。今事務局から頂いた意見について、お答え、コメント、ご発言いただきましたけれども、委員から追加で、あるいはご発言を聞いて改めてご発言のご希望がございましたらお願いできればと思いますがいかがでしょうか。ありがとうございます。相川委員、お願いいたします。

○相川委員

相川です。ご回答どうもありがとうございました。基準については国際動向を踏まえて、これでセットではなく今後も見直しがあり得るということでご回答を頂いたところかなと思います。

ただ、やはりちょっとこのタイミングで少しこだわらせていただければ、21 枚目、次のスライドを映していただいて、私がちょっと気になるのが環境面の一番上のところですよ。これがまさに農園開発を前提として、地域、森林を1回いわゆるデフォレストेशनですかね、クリアにしてしまうという状況が想定されているので、繰り返しになりますけれども、原生林等を、または高い生物多様性保護地域を有する森林そのものを伐採するという、それをバイママス発電の燃料に使うという状況を排除、これではできないのではないかと思います。

せっかくこのタイミングでガイドラインを整理していただけるのであれば、それについてはこのワーキングの中で今決めていただくのか、場合によっては必要に応じてもう一度開催をするのかしていただけると。この間いろいろな報道等を見ていますと、この部分が一番やはり議論になってきたところかなという気がいたしまして、画竜点睛を欠くということにならないかなというところを懸念しておりまして、改めて発言をさせていただきます。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。ほかにご発言のご希望はございますでしょうか。ありがとうございます。橋本委員お願いいたします。

○橋本委員

相川委員のご意見に賛同という趣旨での発言になりますけれども、この間もずっとこういう議論が必要だということについては意見させていただいているのですけれども、せっかくの統合のタイミングですので、グリーン購入法の下でのガイドラインということでなかなか進まなかった議論がこちら側の議論としてできるというご判断をいただいたので、ぜひこのタイミングで速やかにというか、やはり時間の問題も非常に重要だと思いますので、早い時期に議論することが必要なのではないかなと。統合のタイミングがちょうどあるので、それに合わせてやるのが適当なのではないかなと思います。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。すみません、河野委員申し訳ありません。ちょっと今事務局と相談をしておりました。申し訳ありません。今の頂いたご意見というのは、先ほど申し上げましたけれども木質バイオマス証明ガイドラインに一本化するというところについては、大筋ご異論はなく、かつ何度か議論してきた持続可能性基準を反映すると、明確にする意味ですね、ガイドラインに反映するという点についても大筋でご異論はなかったと思います。

委員からのご発言の趣旨は、このガイドラインに掲載をする持続可能性基準について、幾つか輸入木質バイオマスの文脈で少し修正ないしは見直しをしたほうがいい点があるのではないかというご意見であろうかと思えます。

この点について事務局からご意見を頂ければと思います。一つたぶんこちらのガイドラインの適用との関係でいくと、本年度中にまとめて、少なくとも来年度からの適用に間に合うようにということは必要なスケジュールなのだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○妙中課長補佐

ありがとうございます。ご意見頂きましてありがとうございます。頂いたご意見はまさにそうだと思っています。先ほど座長からもコメントのありましたとおり、ちょっと期限の関係もございまして、本日まだ追加で意見あれば頂きたいですし、ございましたらご意見頂きつつ、われわれとしてはしっかり反映して、議論をこのバイオマスWGの結果というところは反映していきたいと思ってございます。

こちらも算定委のところに関してはこの後ご説明しますが、大きな方向性としては、了承いただいていると思っておりまして、最後どういうふうに反映していくかというところをちょっと座長ともご相談させていただきながら、頂いた意見を最終的にこの3月の改正に合わせて適切に反映していくというような形で進めさせていただければと考えてございます。

事後的にでもコメントも頂ければ、しっかりそこも含めて対応させていただこうかなと考えてございます。いったんちょっとこの点、座長、いかがでしょうか。

○高村座長

ありがとうございます、もしよろしければ、先ほどちょっと申し上げましたけれども重要な点は、ガイドラインの一本化とそれからこの持続可能性基準をガイドラインに反映をするということについてのご異論はなかったと思いますので、この持続可能性基準、今ご提示いただいているのは、ここにも資料に書かれていますけれども、農作物を念頭に置いたものを読み替えた形になっているところについて幾つか修正をしたほうがいいのではないかというご意見だと思います。

もし皆さまの委員のところで既にご発言も頂いておりますけれども、少し見直したほうがいいポイント、先ほどからご指摘、例えば老齢林の扱いですとか、それから森林伐採の件についての記載ぶりについてご指摘があったと思いますが、追加でもし検討すべき点があればここで頂きたいと思います。

その上で、今事務局からもありましたけれども、今すぐは難しい、もう一度確認をしてということでしたら事後的でも結構ですけれども、それを踏まえて委員のところのご意見、必要に応じて聴取をし、そして同時にスケジュールとの観点から、大変恐縮ですけれども委員にご意見を頂いて回覧をした上でですけれども、こちらの反映すべき持続可能性基準の記載ぶりについて最終的に座長に一任いただけるとありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

こういう時、オンラインだと大変難しい、反応が分からないですけれども。ありがとうございます。橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員

座長一任ということでお願いできればと思います。先ほどのコメントの中でも申し上げました原生林、老齢林を含むものとして高炭素蓄積地域というような文言でまとめることもあるかなというふうに、原生林は原生林で重要だと思いますので、プラスほかの委員の方のご意見もあると思いますけれども、そういう文言を使うこともあるかなと思います。

もう一点は相川委員からもご指摘ありましたけれども、この1つ目の地域を開発していないことというところがちょっと森林に適用するにはおかしい感じがしますので、その点の修正が必要かなと個人的に思っています。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。大変具体的な、先ほど発言の中でもご指摘いただきましたけれども、具体的な書きぶりも含めてありがとうございます。ほかの委員から同様に、今の時点で具体的なご提案がございますでしょうか。あるいはここをもう一度明確化する必要があるというご指摘でも結構ですけれども。ありがとうございます。河野委員、お願いいたします。

○河野委員

今のご議論はとてももつともというか必要な議論だと思っております。私自身には専門的知識がございませんので、今見せていただいているスライドで、先ほどからそれぞれ先生方からご指摘いただいている点をしっかり考慮していただいて、最終的には高村先生にご一任するということで了解しました。よろしくお願いいたします。

○高村座長

ありがとうございます。ほかに委員から、特にこの基準のところでご意見ございましたら出していただければと思います。ありがとうございます。道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ありがとうございます。相川委員、それから橋本委員からコメントを頂きました方向性で私も賛同しておりまして、概要を、その後の決定のところを高村座長にお任せするということもお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○高村座長

ありがとうございます。それでは相川委員、お願いできますでしょうか。

○相川委員

相川です。すみません、先ほど発言をさせていただきまして、この部分について再検討いただくということでありがとうございます。そして座長一任ということで私も賛同いたします。恐らくSBPおよびGGL向けに整理したということではありましたが、SBP、GGL側と場合によってはまたコミュニケーションを取ってくる必要もあるのかなとは思っているところですが、今回お示しいただいている個々の証明方法における規定というところにもありますように、土地利用変化への配慮と天然林の保全という言葉になっていますけれども、土地利用変化を伴わないでも森林をしっかり健全な形で維持するという項目がやはり森林の場合必要になってくるという理解でおります。

ファイナライズに向けた作業をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

○高村座長

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。ありがとうございます。今ご指摘いただいたのは、環境のところの一番最初の土地利用変化への配慮のところの書きぶりであつたかと思います。

よろしければこのワーキングの後にでもお気付きの点があれば、一定期間事務局のところにインプットしていただいて、改めてこの輸入木質バイオマス向けの基準として、基本的には参考基準がまずあるわけですが、明確にする趣旨から輸入木質バイオマスに対応した基準として明確化する観点から、もし修正が必要な点、検討が必要な点があれば事務局宛てにご連絡を頂ければと思います。

基本的に多数というよりは、先ほど言いました土地利用変化への配慮のところの書きぶりかなと思いますので、先ほどご提案させていただき、基本にご指示いただいたと思うのですが、皆さまのご意見を伺った上で、確認をした上で、ですけれども、最終的な基準の書きぶりについては座長一任ということでご了承いただければと思います。よろしいでしょうか。それではそのような形で進めさせていただければと思います。

こちらの林野庁さんの木質バイオマス証明ガイドラインに一本化していくということで、林野庁さんでもこちらを受けて改訂、公表の作業を進めていただくことになるかと思います。

また、最終的に確定したものを踏まえて、事務局においては事業計画策定ガイドラインの改訂などの作業も必要になってくるかと思います。いずれも林野庁さん、それから事務局のところで必要な対応をお願いできればと思います。

それでは、もしこの議題についてほかにご意見がなければ、次の議題の3に移ってまいりたいと思います。議題の3ですけれども、調達価格等算定委員会への報告案についてです。こちら、事務局からご説明をお願いできればと思います。

○妙中課長補佐

事務局でございます。資料2につきまして、座長、ありがとうございます。参考基準の項目について具体的な意見を頂きましたので、頂いたご意見を踏まえて林野庁さんとも相談しながら、座長ともしっかりまとめさせていただきたいなと思います。ありがとうございます。

(3) 調達価格等算定委員会への報告（案）について

○妙中課長補佐

それでは、資料3につきましてご説明をさせていただきます。算定委員会への報告案となっております。報告する内容としては、もうシンプルに1枚に、2ページ目になりますけれどもまとめてございます。ご案内のとおりでございますけれども、これまでこの再エネの主力電源化に向けまして、特にこのバイオマスにおいては2016年～2017年度において輸入材に関するものというのが増大してございます。

他方で燃料の安定供給、持続可能性の確保という観点も課題となっておりまして、ワーキングでも燃料の持続可能性、またライフサイクルGHGの基準についても整理させていただいております。またこのFIT／FIPの実施と自主的取組というのを、フォローアップを通じましてサプライチェーン全体でこの取り組みの底上げというのをやっていくということで、この下の青いところ、1～3というテーマにおいて今年の議論では進めてまいりました。

また欧州ではこの持続可能性基準という、まさに先ほどもご意見頂いた点でございます。この持続可能性基準が確保された燃料のニーズというところは当然どんどん高まっていくものでございますので、適正な水準を今後の国際動向を踏まえて検討していくということも進捗としてご報告させていただければなと思います。

具体個別の取り組みのところはまさに今年議論させていただいた点でございます。下のところ、赤字でそれぞれお示ししておりますけれども、過去においては第三者認証スキ-

ムとして追加した認証を記載してございます。

また、本日議論いただきましてご了承いただきましたLCA電力排出係数の件であったり、(3)においては自主取組の58%がご参加いただいた点、最初にこの頂いたところで大きな発電事業者がまだ未参加だというご意見も座長から頂いておりました。われわれとしてもしっかり事業者側にも働きかけ、来年度とかそういったところでご対応いただけるという話も実は頂いてございます。事務局としても着実に自主取組というところも促していきたいと考えてございます。

引き続き業界団体が中心となって、このGHGの算定体制の構築というところも進めていながら、バイオマスがしっかり正しく社会に評価されるようにフォローアップも含めて行っていきたいというところも(3)に書かせていただいております。

(4)は今後の国際動向というところでございます。引き続き業界団体からもヒアリングを行いつつ、自主取組みのフォローアップというのは当然進めていきますけれども、2030年度以降というところは、目標の検討というのを今後ちょっと進めていくというところになってございます。

また、本日頂いたご意見等もございますけれども、現状のEUの動向も踏まえながら、今後議論に柔軟に対応できるように、林野庁さまで策定いただいているような木質バイオマス証明ガイドラインに統合するというところの整理という大きな方向性については本日もご承いただいたとおりにかと思っております。こういった取り組みを通じてバイオマスの信頼確立につなげていきたいというところを、算定委に報告させていただきたいと考えてございます。

以降は参考資料も付けてございますけれども、本日これまでの議論というところをまとめて再掲させていただいているものになっています。以上、シンプルではございますけれども、算定委の報告案についてのご説明は以上となります。

○高村座長

ありがとうございます。議題の3について、資料の3を用いてご説明いただきました。それではこちらの議題の3、調達価格等算定委員会の報告案について、皆さま、ご意見、ご質問ありましたらお願いできればと思います。先ほどと同じように、手挙げ機能あるいはチャットを使って発言の希望を教えてください。いかがでしょう。基本的には今年度議論をしてきたことを適切にまとめているかと思っておりますけれども、それでは河野委員、お願いいたします。

○河野委員

ご説明をありがとうございます。先ほどの輸入木質バイオマスの持続可能性の基準に関しては、今後しっかりと対応していただくという前提がございまして、今回取りまとめたいただいた本年度の成果としてはしっかりと対策が前進しているという確認で、

こういった内容でご報告いただければと思います。

バイオWGに求められている役割というのは、F I T / F I P制度で利用者負担が生じていることに対する説明責任として、賦課金を受け取って事業を進める事業者の皆さん、それからサプライチェーン全体に対して、燃料の持続可能性やライフサイクルG H Gの基準等について本当に丁寧なデータを基に整理を行っていただいております、調達や事業経営に関して進められている対策は私たち消費者としても納得できるものです。ソフトランディングではあるものの、健全な取引環境の整備が進んでいて、事務局が資料に記述してくださったとおり、バイオマス発電の信頼性確立に向けて今後もさらにブラッシュアップしていただくことを期待しています。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。ほかに委員からご発言のご希望はございませんでしょうか。ありがとうございます。道田委員、お願いいたします。

○道田委員

ご説明をありがとうございました。私も河野委員がご発言された内容にとっても賛同しております。このたびまとめていただきましたバイオマス持続可能性WGの報告につきましても、これで賛同しております。いろいろな国際情勢が変化していく中で取りまとめをいただいて、皆さんと議論することができて、今後ともこのような方向で進めていただければなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高村座長

ありがとうございます。ほかにご発言をご希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

事務局から今年度のワーキングのご議論をまとめていただいて、調達価格等算定委員会への報告案として基本的にご異論がなかったと思います。

先ほど事務局、妙中さんからもありましたけれども、自主的な取組、業界団体の取り組みが進んでいると同時に、業界団体に入っていらないところも積極的に対応していただけるような感触もあるということでした。そういう意味で、来年度にも向けてこの持続可能性の議論と取り組みが進んでいくことを期待しております。

それではもしご異論がないということでよろしければ、ですけれども、事務局におかれましては本日委員の皆さまから頂戴した意見も踏まえて、修正は先ほどのご意見ではないとは思いますが、もし修正がてにをはとかであれば座長のほうに一任させていただければと思いますけれどもよろしいでしょうか。ご承認を頂いたと理解をしております。特にお声がなかったのでよろしいでしょうか。

それでは事務局からもし先ほど頂いた意見についてあればですけれども、なければ。

○妙中課長補佐

ありがとうございます。まさにお二方から頂いたところ、あと座長ももちろんでございますけれども、頂いた点はしっかりわれわれとしても取り組み続けてまいりたいと思います。今年度もかなり積極的なご議論をいただきまして、ちょっと残った本日の論点のところも当然ながらしっかり検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。それでは改めてもしご異論がなければ、この報告資料の算定委への報告資料については座長一任を頂いたということで進めさせていただければと思います。

それでは、もし全体を通して何かご発言のご希望がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは本日の議題は以上となります。次回開催につきまして、事務局からお願いできればと思います。

○妙中課長補佐

次回のワーキンググループにつきまして、日程が決まり次第、経済産業省のホームページでお知らせいたします。

3. 閉会

○高村座長

ありがとうございます。それでは以上をもちまして本日のワーキンググループ、第34回になりますけれども、こちら閉会としたいと思います。本日、朝早い時間からお集まりいただき、熱心にご議論いただき、本当にありがとうございました。以上で閉会としたいと思います。ありがとうございます。